

平成28年度事業報告

公益財団法人鹿児島市獣医公衆衛生協会

〈事業活動〉

I 概要

本協会は、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」第21条第1項の規定による厚生労働大臣の指定検査機関として、鹿児島市から委任を受け、同法第15条に基づき、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病及び厚生労働省令で定める疾病等の有無について食鳥検査を実施した。

また、食鳥と体等の微生物汚染状況の調査を行い、食鳥処理における衛生管理の向上に努めるとともに、定期的に検査員会議を開催して、検査時に遭遇した事例や問題点を検討して検査技術の平準化等に努めたほか、各種食鳥肉衛生に関する研修会に参加することにより、検査員の資質の向上を図った。

なお、厚生労働大臣の指定検査機関に係る指定や監督等の権限については、第6次地方分権一括法により食鳥検査法（略称）が一部改正され、平成29年4月1日から鹿児島市長に移譲されることになった。但し、移行期間における取り扱いについては、政令の規定により、平成29年度事業計画・収支予算の認可は、施行日前ではあるものの市長へ申請することとされ、この規定に基づき申請を行った。また、平成28年度事業報告・収支決算書は、施行日以降の提出になるが、従前のまま厚生労働大臣に行うこととされている。

次に、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する条例」及び「鹿児島市動物管理事務所規則」に基づく次の業務について、鹿児島市と委託契約を締結し、①犬の捕獲及び抑留、②抑留した犬の返還、③犬の登録申請の受付及び鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付、④飼えなくなった犬猫の引取、⑤犬猫の譲渡⑥負傷した動物等の収容、⑦捕獲抑留した犬、引取った犬猫、負傷した動物等の飼養管理、⑧返還や譲渡できなかった犬猫の殺処分及び焼却、⑨犬猫の適正飼養に関する指導啓発等の業務を適確に遂行した。

これらの事業をとおして、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生防止、狂犬病の発生予防、犬等による人の生命、身体、財産に対する侵害の防止に努めるなど公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に寄与した。

II 食鳥検査事業（公益目的事業1）

（1）食鳥検査の実施

対象処理場	所在地	食鳥検査羽数
(株) アクシーズ 川上工場	鹿児島市川上町3149-1	6, 299, 881
(有) 二幸食鳥 松元工場	鹿児島市福山町4	3, 864, 469

（2）食鳥と体の細菌汚染実態調査

各処理場の食鳥と体の拭き取り検査等・・・・・・・・平成28年7月・12月・29年3月

（3）検査員の研修等

- ①県主催の獣医公衆衛生技術研修会（鹿児島市）・・・・・・・・平成28年7月
- ②県獣医師会主催の公衆衛生講習会（鹿児島市）・・・・・・・・平成28年10月
- ③全国食鳥指定検査機関情報連絡会議（香川県）・・・・・・・・平成28年10月
- ④九州地区食肉衛生検査所協議会研修会（大分県）・・・・・・・・平成28年10月
- ⑤食鳥肉衛生技術研修会及び衛生発表会（厚生労働省 東京都）・・・平成29年1月
- ⑥検査員会議（動物管理事務所会議室）・・・・・・・・6.9.12.3月の年4回

(4) 許認可関係等事務

- ①厚生労働大臣への諸申請等（旧食鳥検査法に基づく従前の手続）
 - ・ 役員の解任及び選任認可申請（理事の再任等）・・・平成 28 年 6 月
 - ・ 平成 27 年度事業報告及び収支決算報告・・・平成 28 年 6 月
- ②鹿児島市長への申請（改正食鳥検査法の施行令に基づく措置による手続）
 - ・ 平成 29 年度事業計画及び収支予算認可申請・・・平成 29 年 3 月
- ③県知事への報告等の提出（公益法人認定法に基づく手続）
 - ・ 平成 27 年度事業報告に係る書類（財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要等）・・・平成 28 年 6 月
 - ・ 役員の変更届の提出（理事の再任、新評議員の選任）・・・平成 28 年 6 月
 - ・ 平成 29 年度事業計画及び収支予算書等の提出・・・平成 29 年 3 月
- ④役員の会議出席
 - ・ 全国食鳥指定検査機関協議会総会（東京都）・・・平成 28 年 6 月
 - ・ 全国食鳥指定検査機関情報連絡会議（香川県）・・・平成 28 年 10 月
 - ・ 食鳥肉衛生技術研修会及び衛生発表会（厚生労働省 東京都）・・・平成 29 年 1 月

Ⅲ 犬の捕獲等受託事業（公益目的事業 2）

(1) 犬の捕獲等業務

- ①犬の捕獲
- ②負傷動物等の収容
- ③実態調査及び登録等の指導
- ④集合注射の応援（4 月～5 月）
- ⑤犬猫の適正飼養並びに管理に関する指導啓発

(2) 鹿児島市動物管理事務所業務

- ①抑留犬の返還
- ②犬猫の譲渡
- ③飼えなくなった犬猫の引取
- ④捕獲抑留した犬、引取った犬猫、負傷した動物の飼養管理
- ⑤抑留及び引取った犬の譲渡適性の観察、散歩、トリミング等のケア
- ⑥返還や譲渡できなかった犬猫の殺処分及び焼却
- ⑦犬の譲渡前講習の実施
- ⑧犬の登録申請の受付及び鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付
- ⑨保健所主催の講習会等への協力
- ⑩動物慰霊祭の開催
- ⑪犬房舎内等の清掃、消毒及び衛生害虫駆除

(3) 猫の適正飼養及び管理の指導

- ①「猫の適正飼養及び管理ガイドライン」に基づき保健所が実施する「地域猫」の取り組みへの支援
- ②猫バリア器の貸し出し

(4) 畜犬関係手数料の収納業務

犬の登録手数料及び抑留犬返還手数料等の収納
（鹿児島市動物管理事務所登録等を実施するものに限る）

(5) その他

- ①報道機関等取材対応
- ②施設見学案内
- ③講習会への講師派遣

〈管理部門〉

(1) 理事会及び評議員会の開催

- ①平成 28 年度第 1 回理事会・・・平成 28 年 5 月 20 日（水）
- ②平成 28 年度第 1 回評議員会・・・平成 28 年 6 月 6 日（月）
- ③みなし理事会（理事会の決議の省略）・・・平成 28 年 6 月 6 日（月）
- ④平成 28 年度第 2 回理事会・・・平成 28 年 11 月 30 日（水）
- ⑤平成 28 年度第 3 回理事会・・・平成 29 年 2 月 22 日（水）
- ⑥平成 28 年度第 2 回評議員会・・・平成 29 年 3 月 3 日（金）

(2) 情報提供

本協会のホームページを必要に応じて更新し、最新の情報の提供に努めた。

【参考資料 犬の捕獲等受託事業の業務実績】

(1) 関係業務

収容頭数	譲渡頭数	返還頭数	処分頭数 (殺処分数)	指導・広報 件数	譲渡適正観察 延（しつけ・ 散歩等
196頭	59頭	107頭	31頭 (18頭)	522件	940頭

※収容頭数には、負傷犬収容を含む。

シャンプー・カット等	譲渡前講習回数	譲渡前講習受講者数
260頭	56回	97人

(2) 猫関係業務

収容匹数	譲渡匹数	へい死・処分匹数	指導・広報件数	猫バリア貸出器数
865匹	166匹	686匹	138件	105台

※収容頭数には、負傷猫収容を含む。

シャンプー・投薬補助等
750匹

(3) 不妊去勢手術対応（鹿児島大学共同獣医学部と鹿児島市の連携実績）

犬	19頭
猫	8頭

(4) 診療ボランティアによる訪問診療対応（鹿児島地区獣医師会と鹿児島市の連携実績）

訪問診療回数	受診した犬数	受診した猫数
46回	33頭	37頭